



2023年1月25日

各位

会社名 株式会社日立物流
代表者名 代表執行役社長(COO) 高木 宏明
(コード番号 9086 東証プライム市場)
問合せ先 経営戦略本部 広報部長 多賀 鉄朗
(TEL : 03 - 6263 - 2803)

**第三者割当による種類株式の発行、
定款の一部変更、並びに資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少に関するお知らせ**

当社は、2023年1月25日開催の取締役会において、①HTSK株式会社（以下「割当予定先」といいます。）に対して、第三者割当の方法によりA種類株式及びB種類株式（以下「本種類株式」と総称します。）を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）、②本種類株式に関する規定の新設等を含む定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）を行うこと、並びに③本第三者割当増資後の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、A種類株式の発行に係る払込みは、金銭債権の現物出資により行われます。

また、本第三者割当増資、本定款変更（本商号変更（以下に定義します。）を除きます。）及び本減資等は、いずれも、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）が同年2月24日に上場廃止となった後、同月28日に本株式併合（以下に定義します。）の効力が発生し当社の株主が割当予定先及び株式会社日立製作所（以下「日立製作所」といいます。）のみとなったことを条件として、同年3月1日に実行されます。本商号変更は、本取引（以下に定義します。）が実行されたことを条件として、同年4月1日に実行されます。

記

I. 本第三者割当増資について

1. 募集の概要

(1) A種類株式の概要

①払込期日	2023年3月1日
②発行新株式数	A種類株式1株

③発行価額	1株につき10,000,000,000円
④調達資金の額	10,000,000,000円
⑤現物出資の目的となる財産の内容	<p>当社、割当予定先、日立製作所及び HTSK ホールディングス株式会社（以下「割当予定先親会社」といいます。）の間の2022年10月27日付四者間契約（以下「四者間契約」といいます。）に基づく一連の手続（注）を通じて、割当予定先が当社に対して有することとなる10,000,000,000円の求償債権（以下「本求償債権」といいます。）の全て。なお、出資される本求償債権の価額は、本求償債権の額面金額と同額となります。</p> <p>※弁済期の到来について</p> <p>現物出資の目的となる財産については、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）上、原則として検査役又は弁護士、公認会計士若しくは税理士等（以下「検査役等」といいます。）による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役等による調査を要しないこととされております（会社法第207条第9項第5号）。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、当社は、割当予定先との間で、現物出資の対象となる本求償債権の弁済期を、払込期日（2023年3月1日）に到来させることを合意しております。このためA種種類株式の発行における金銭債権の現物出資につき、検査役等による調査は行いません。</p>
⑥募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全てのA種種類株式を割当予定先に割り当てます。
⑦その他	<p>詳細は別紙1「A種種類株式発行要項」をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項はありません。 ・A種種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しません。 ・A種種類株式発行要項上、A種種類株式の譲渡又は取得については、当社の株主総会の承認を受けなければならないとされています。

	<p>なお、A 種種類株式の発行は、①2023 年 2 月 2 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会（株式併合）」といいます。）において、（i）2023 年 2 月 28 日を効力発生日として当社株式 4,781,654 株を 1 株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）並びに（ii）発行可能株式総数の減少及び単元株式数に関する規定の廃止に係る定款の一部変更を行うことに係る各議案の承認が得られ、かつ、本株式併合及び当該定款変更の効力が発生すること、並びに②同年 2 月 28 日付の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会（第三者割当増資等）」といいます。）の特別決議（会社法第 319 条第 1 項に基づく書面決議を含みます。以下同様です。）により、本第三者割当増資及び本種類株式定款変更（以下に定義します。）に係る議案の承認が得られ、かつ、本種類株式定款変更の効力が発生することを条件とします。</p>
--	--

（注）当社、割当予定先、日立製作所及び割当予定先親会社は、四者間契約において、以下の行為を以下の順序で 2023 年 3 月 1 日に実行することを合意しております。

- ① 当社は、本自己株式取得（以下に定義します。）に係る対価の一部である 10,000,000,000 円の支払債務（以下「本債務（当社）」といいます。）に係る期限の利益を放棄する。
- ② 割当予定先は、本債務（当社）を併存的に引き受け（以下、当該併存的債務引受に基づいて割当予定先が日立製作所に対して負担する債務を「本債務（割当予定先）」といいます。）、日立製作所はこれを異議なく承諾する。
- ③ 割当予定先親会社は、本債務（割当予定先）を併存的に引き受け（以下、当該併存的債務引受に基づいて割当予定先親会社が日立製作所に対して負担する債務を「本債務（割当予定先親会社）」といいます。）、日立製作所はこれを異議なく承諾する。
- ④ 日立製作所は、割当予定先親会社に対し、本債務（割当予定先親会社）に係る債権の現物出資を行うことによって、割当予定先親会社に対する議決権の 10%を取得し、本債務（割当予定先親会社）を民法（明治 29 年法律第 89 号。その後の改正を含みます。）第 520 条に基づき混同により消滅させる。
- ⑤ 割当予定先は、本債務（割当予定先親会社）の消滅に伴う本債務（割当予定先）の消滅により、当社に対して、本債務（割当予定先）に相当する額の求償債権、すなわち本求償債権を取得する。

（2）B 種種類株式の概要

①払込期日	2023 年 3 月 1 日
-------	----------------

②発行新株式数	B 種種類株式 1 株
③発行価額	1 株につき 127, 200, 000, 000 円
④調達資金の額	127, 200, 000, 000 円
⑤募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての B 種種類株式を割当予定先に割り当てます。
⑥その他	<p>詳細は別紙 2 「B 種種類株式発行要項」をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B 種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項はありません。 ・ B 種種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しません。 ・ B 種種類株式発行要項上、B 種種類株式の譲渡又は取得については、当社の株主総会の承認を受けなければならないとされています。 <p>なお、B 種種類株式の発行は、①本臨時株主総会（株式併合）において、(i) 本株式併合並びに (ii) 発行可能株式総数の減少及び単元株式数に関する規定の廃止に係る定款の一部変更を行うことに係る各議案の承認が得られ、かつ、本株式併合及び当該定款変更の効力が発生すること、並びに②本臨時株主総会（第三者割当増資等）の特別決議により、本第三者割当増資及び本種類株式定款変更に係る議案の承認が得られ、かつ、本種類株式定款変更の効力が発生することを条件とします。</p>

2. 募集の目的及び理由

2022 年 10 月 27 日付「HTSK 株式会社による当社株式に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）及び 2022 年 11 月 30 日付「HTSK 株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、割当予定先は、当社の株主を割当予定先のみとし、当社株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2022 年 10 月 28 日から 2022 年 11 月 29 日までを買付け等の期間とする、当社株式の全て（但し、当社の主要株主であり、かつ、その他の関係会社にあたる日立製作所が所有する当社株式（33,471,578 株、所有割合（注 1）：39.91%、以下「本売却予定株式」といいます。）及び当社が所有する自己株式を除きます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である 2022 年 12 月 6 日をもって、当社株式 42,867,630 株（議決権所有割合（注 2） 51.11%）を所有するに至りました。

(注1) 「所有割合」は、当社が2022年10月27日に公表した「2023年3月期第2四半期決算短信〔IFRS〕(連結)」に記載された2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数(84,101,714株)から、同日現在当社が所有する自己株式数(但し、同日現在の当社執行役に対する業績連動型株式報酬制度として株式交付信託が保有する当社株式177,000株を除きます。)(228,878株)を控除した株式数(83,872,836株)に係る議決権の数(838,728個)を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注2) 「議決権所有割合」は、当社が2022年11月14日に提出した第64期第2四半期報告書に記載された2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数(84,101,714株)から、同日現在当社が所有する自己株式数(但し、同日現在の当社執行役に対する業績連動型株式報酬制度として株式交付信託が保有する当社株式177,000株を除きます。)(228,878株)を控除した株式数(83,872,836株)に係る議決権の数(838,728個)を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

また、2022年12月27日付「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けは成立いたしました。割当予定先は、本公開買付けにより、当社株式の全て(但し、本売却予定株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかったことから、当社は、割当予定先の要請を受け、本意見表明プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、2022年12月27日開催の取締役会において、本臨時株主総会(株式併合)において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を割当予定先及び日立製作所のみとするため、本株式併合(以下「本スクイーズ・アウト手続」といいます。)を付議することといたしました。なお、本株式併合により、割当予定先及び日立製作所以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

さらに、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、本取引においては、当社が、本スクイーズ・アウト手続の完了後に、日立製作所が所有する本売却予定株式の取得(以下「本自己株式取得」といいます。)を実施することを通じて、最終的に割当予定先が当社を完全子会社化することが予定されております。

本自己株式取得にあたり、当社が日立製作所に対して交付する金銭の額は、本自己株式取得の効力発生日における分配可能額の範囲内でなければならないところ、本第三者割当増資及び本減資等を実行する前の当社の分配可能額は、本自己株式取得の対価の総額を下回っております。そこで、当社と割当予定先との協議の結果、本自己株式取得に必要な分配可能額を確保することを目的として本第三者割当増資及び本減資等を行うこととし、これらの効力発生後に本自己株式取得を実行することを予定しております。

なお、本第三者割当増資、本減資等及び本自己株式取得は、いずれも、2023年2月28日に本株式併合の効力が発生し当社の株主が割当予定先及び日立製作所のみとなったことを条件として、同年3月1日に実行されることを前提としております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	127,200,000,000円
②発行諸費用の概算額	490,000,000円
③差引手取概算額	126,710,000,000円

(注1) A種種類株式の発行は、金銭債権の現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。払込金額の総額は、B種種類株式の払込価額総額127,200,000,000円に相当する金額であります。

(注2) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注3) 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税相当額、弁護士費用その他諸費用です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
本自己株式取得実行資金	126,710,000,000円	2023年3月

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は、本自己株式取得を実行するための分配可能額及び資金の確保を目的とするものです。そのため、本第三者割当増資の効力発生後に本減資等を行うことで本自己株式取得に必要な分配可能額を確保し、本第三者割当増資により調達する資金の全額を本自己株式取得のための資金の一部に充当する予定ですが、いずれも割当予定先による本取引の一環として行われるものであり、かかる資金使途は合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、割当予定先との間で本第三者割当増資に係る出資の方法及び内容に関する協議を重ねてまいりました。真摯な協議を重ねた結果、A種種類株式については払込金額を1株当たり10,000,000,000円、B種種類株式については払込金額を1株当たり127,200,000,000円と決定いたしました。当社としては、本自己株式取得の実行により当社の唯一の株主となる割当予定先との合意に基づくものであることから、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

もっとも、本種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ

複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全に否定することはできないため、本臨時株主総会（第三者割当増資等）において、会社法第 199 条第 2 項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として本種類株式を発行することといたしました。なお、当該株主総会の特別決議は、2023 年 2 月 28 日に本株式併合の効力が発生した段階で、当該時点での当社の株主である割当予定先及び日立製作所の書面による同意を取得し、会社法第 319 条第 1 項に基づいて、株主総会があったものとみなす予定であり、本第三者割当増資のために本株式併合の効力発生日前の当社の株主を構成員とする株主総会を開催することはありません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本種類株式の発行数量（A 種類株式：1 株、B 種類株式：1 株）は本自己株式取得を実行するための資金及び分配可能額の確保という本第三者割当増資の目的に照らして必要な規模に設定されていることから、本第三者割当増資に係る発行数量は合理的であると判断しております。

また、本種類株式は、無議決権株式であり、かつ、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項も付されていないことから、本第三者割当増資により既存株主の保有する当社株式の希薄化は生じません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	名	称	HTSK 株式会社										
②	所	在	地	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル 11 階									
③	代	表	者	の	役	職	・	氏	名	代表取締役 スティーブン・コディスポティ			
④	事	業	内	容	商業、商業に付随関連する一切の事業								
⑤	資	本	金	5,000 円									
⑥	設	立	年	月	日	2022 年 4 月 21 日							
⑦	発	行	済	株	式	数	200,000,000 株						
⑧	決	算	期	3 月 31 日									
⑨	従	業	員	数	0 名								
⑩	主	要	取	引	先	該当事項はありません。							
⑪	主	要	取	引	銀	行	該当事項はありません。						
⑫	大	株	主	及	び	持	株	比	率	HTSK ホールディングス株式会社	100%		
⑬	当	事	会	社	間	の	関	係					
									資	本	関	係	割当予定先は、本日（2023 年 1 月 25 日）現在、当社

	株式 42,867,630 株を所有しております。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	割当予定先は、本日（2023年1月25日）現在、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたしません。

- (注1) 割当予定先は、米国デラウェア州設立の投資顧問会社である Kohlberg Kravis Roberts & Co. L.P. によって間接的に保有・運営されている、カナダ国オンタリオ州法に基づき 2022 年 4 月 25 日に設立されたリミテッド・パートナーシップである HTSK Investment L.P. が発行済株式の全てを所有している割当予定先親会社の完全子会社であるとのことです。
- (注2) 当社は、割当予定先から、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主な出資者は反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の説明を受けて、その旨の誓約書を受領しており、割当予定先及びその関係者が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。
- (注3) 割当予定先は、2022年4月21日に設立された会社であり、最近3年間の経営成績及び財政状態は存在しないため、記載しておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先を選定した理由については、上記「2. 募集の目的及び理由」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、割当株式である本種類株式を中長期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

A 種類株式の発行に係る払込みについては、金銭債権の現物出資の方法により行われますので、該当事項はありません。B 種類株式の発行に係る払込みについては、割当予定先は、当該払込みに要する資金を、本公開買付けに係る決済に要する資金として割当予定先親会社からの出資によって調達した資金の残額、割当予定先親会社からの追加での出資及び当社からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。

当社は、割当予定先親会社からの出資に関する出資証明書を確認することによって、割当予定先の資金確保の方法を確認しており、また、当社として上記借入れに応じる意向であることから、割当予定先は、本第三者割当増資の払込みについて十分な資力があると判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

本第三者割当増資前（2023年2月28日現在）		本第三者割当増資後	
HTSK 株式会社	53.33%	同左	
株式会社日立製作所	46.67%		

(注1) 本第三者割当増資前の大株主及び持株比率は、2023年2月28日に本株式併合の効力が発生した時点における当社の株主の状況を基準として記載しております。なお、本株式併合により生じる1株に満たない端数の合計数（2株）は、上記の持株比率の算定の基礎からは除外しています。

(注2) 本種類株式は、株主総会における議決権がなく、また当社株式を対価とする取得条項及び取得請求権も付与されておらず、当社株式の希薄化は生じないため、当社株式の持株比率の変更はありません。

(注3) 本第三者割当増資前の持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

(2) A 種種類株式

本第三者割当増資前（2023年2月28日現在）		本第三者割当増資後	
該当なし		HTSK 株式会社	100.00%

(3) B 種種類株式

本第三者割当増資前（2023年2月28日現在）		本第三者割当増資後	
該当なし		HTSK 株式会社	100.00%

8. 今後の見通し

本第三者割当増資が、当社の業績に与える影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続

本第三者割当増資は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続を要しません。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

本日現在、割当予定先は、当社の親会社に該当するため、本第三者割当増資は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を

行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関等の助言を得るなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないように適切な対応を行うことを方針としております。

そして、①(i)本第三者割当増資は、本株式併合の効力が発生し当社の株主が割当予定先及び日立製作所のみとなった後に、日立製作所の賛成も必要となる本臨時株主総会（第三者割当増資等）の特別決議による承認を経た上で実行されるものであり、かつ、(ii)日立製作所は本第三者割当増資の実行直後に本自己株式取得によって当社の株主ではなくなることを踏まえると、本第三者割当増資に利害関係を有する少数株主は存在しません。また、②上記「2. 募集の目的及び理由」のとおり、本第三者割当増資は、当社株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として実施されるものであるところ、本意見表明プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、当社は、本取引を含む、(a)当社の株主を日立製作所以外の第三者のみとし、当社株式を非公開化することを目的とする一連の取引又は(b)当該取引の検討の過程における本売却予定株式の売却を前提とした資本取引（以下「本資本取引」といいます。）における候補者選定過程に関する当社の意思決定の恣意性を排除し、企業価値の向上及び少数株主の利益を図る立場から、本資本取引の是非やストラクチャーを含む取引条件の妥当性、買付者（パートナー）の選定プロセスを含む手続の公正性等について検討及び判断を行うことを目的として特別委員会を設置し、当該特別委員会から、2022年4月28日付で、本資本取引は少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見を内容とする答申書の提出を受けており、また、同年10月26日付で、当該意見に変更がないことを内容とする追加答申書の提出を受けております。

以上のとおり、①本第三者割当増資に利害関係を有する少数株主が存在しないこと、②特別委員会から、本取引を含む本資本取引は少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見を取得していることを踏まえ、当社は、2023年1月25日開催の当社取締役会において、慎重に審議の上、本第三者割当増資が少数株主にとって不利益なものではないと考えられると判断し、当社の取締役8名のうち、日立製作所の出身者である丸田宏氏を除く、独立社外取締役5名を含む審議及び決議に参加した当社の取締役7名全員一致で、本第三者割当増資を行うことを決議いたしました。

当社としては、少数株主の利益を害することのないように適切な対応を行っており、上記方針に適合しているものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、上記「(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況」に記載のとおり、特別委員会から、本取引を含む本資本取引は少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見を取得しております。また、本第三者割当増資及び本種類株式定款変更に関し本臨時株主総会（第三者割当増資等）の特別決議により承認

を経ることを予定しております。さらに、当社の取締役8名のうち、日立製作所の出身者である丸田宏氏を除く、独立社外取締役5名を含む審議及び決議に参加した当社の取締役7名全員一致で、本第三者割当増資を行うことを決議しております。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、上記「(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況」に記載のとおり、特別委員会から、本取引を含む本資本取引は少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見を取得しております。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結IFRS）

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上収益	672,286百万円	652,380百万円	743,612百万円
営業利益	33,483百万円	36,711百万円	38,696百万円
税引前当期利益	33,829百万円	39,134百万円	24,631百万円
親会社株主に帰属する当期利益	21,614百万円	22,873百万円	13,513百万円
基本的1株当たり親会社株主に帰属する当期利益	193.76円	240.02円	161.47円
1株当たり配当額	43.00円	50.00円	56.00円
1株当たり親会社株主持分	2,087.52円	1,854.01円	2,033.37円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年1月25日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	84,101,714株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

なお、当社は、2022年12月27日付「自己株式の消却に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2022年12月27日開催の取締役会において、2023年2月27日付で当社の自

己株式 229,347 株（2022 年 12 月 6 日時点の当社の自己株式の全部）を消却することを決議いたしました。当該自己株式の消却は、本臨時株主総会（株式併合）において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は、83,872,367 株となります。

（3）最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2020 年 3 月期	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期
始値	3,310 円	2,322 円	3,735 円
高値	3,545 円	3,830 円	6,900 円
安値	1,977 円	2,191 円	3,230 円
終値	2,349 円	3,720 円	6,720 円

② 最近 6 か月間の状況

	2022 年 8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	2023 年 1 月
始値	8,640 円	8,790 円	8,660 円	8,890 円	8,900 円	8,890 円
高値	8,820 円	8,860 円	8,900 円	8,910 円	8,920 円	8,910 円
安値	8,580 円	8,640 円	8,560 円	8,880 円	8,870 円	8,890 円
終値	8,780 円	8,660 円	8,890 円	8,890 円	8,890 円	8,900 円

（注）2023 年 1 月の株価は、2023 年 1 月 24 日までのものです。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023 年 1 月 24 日
始値	8,910 円
高値	8,910 円
安値	8,890 円
終値	8,900 円

（4）最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

12. 発行要項

別紙 1 「A 種種類株式発行要項」及び別紙 2 「B 種種類株式発行要項」をご参照ください。

II. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

(1) 上記「I. 本第三者割当増資について」に記載した本種類株式の発行を可能とするために、本種類株式に関する変更案第2章の2（種類株式）及び変更案第15条の2（種類株主総会）を新設するとともに、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものです（以下「本種類株式定款変更」といいます。）。

なお、本種類株式定款変更は、株主総会決議により承認される必要があるところ、当該株主総会決議は、2023年2月28日に本株式併合の効力が発生した段階で、当該時点での当社の株主である割当予定先及び日立製作所の書面による同意を取得し、会社法第319条第1項に基づいて、株主総会があったものとみなす予定であり、本種類株式定款変更のために本株式併合の効力発生日前の当社の株主を構成員とする株主総会を開催することはありません。以下の定款変更について、同様です。

(2) 2022年12月27日付「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社株式は2023年2月24日に上場廃止となる見込みです。また、上記「I. 本第三者割当増資について」の「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社が本自己株式取得を実施することを通じて、最終的に割当予定先が当社を完全子会社化することが予定されております。これに伴い、割当予定先が、当社に対して、その有する能力及び資源を投入し、当社がこれまで以上の意思決定のスピードアップや、投資資金の獲得、また外部知見の導入を行い、当社の競争力と収益力を伸張させ、新成長により企業価値の向上をめざすことができるよう、本自己株式取得の効力が発生することを条件として、監査役設置会社への移行及び株式譲渡制限会社への移行等を実施いたします。かかる移行に伴い、定款第2条（目的）、定款第3条（指名委員会等設置会社）、定款第8条（株式等取扱規則）、定款第10条（議長）、定款第12条（議決権の代理行使）、定款第14条（員数）、定款第17条（取締役会長）、定款第18条（取締役会の招集）、定款第19条（取締役会の決議の省略）及び定款第23条（員数）を変更し、変更案第7条（株券の発行）乃至変更案第9条（自己株式の取得）、変更案第20条（役付取締役）、変更案第26条（選任）乃至変更案第28条（監査役の責任免除）を新設し、また、定款第11条（株主総会参考書類等のインターネット開示）、定款第22条（委員会規則）、定款第24条（任期）乃至定款第26条（執行役の責任免除）及び定款第29条（剰余金の配当及び自己の株式の取得）の全文を削除するするものです。

(3) 2022年10月27日付「商号の変更に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は2022年10月27日開催の取締役会において、当社の商号を2023年4月1日（予定）付でロジスティード株式会社（英文表記：LOGISTEED, Ltd.）に変更することを決議しておりましたが、当該商号変更を行うため、2023年4月1日を効力発生日として定款第1条（商号）を変更するものです（以下「本商号変更」といいます。）。

(4) 上記変更に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

本定款変更の内容は別紙3「定款変更案」のとおりです。

3. 変更の日程

①	取締役会決議日	2023年1月25日(水)
②	株主総会決議日	2023年2月28日(火)(予定)
③	効力発生日	2023年3月1日(水)(予定) ※本商号変更のみ2023年4月1日(土)(予定)

Ⅲ. 本減資等について

1. 本減資等の目的

本減資等は、本自己株式取得を実行するための分配可能額を確保することを目的として実施するものであり、本第三者割当増資の払込みが実行されることを条件とします。

なお、本減資等は、株主総会決議により承認される必要があるところ、当該株主総会決議は、2023年2月28日に本株式併合の効力が発生した段階で、当該時点での当社の株主である割当予定先及び日立製作所の書面による同意を取得し、会社法第319条第1項に基づいて、株主総会があったものとみなす予定であり、本減資等のために本株式併合の効力発生日前の当社の株主を構成員とする株主総会を開催することはありません。

2. 本減資等の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金、資本準備金及び利益準備金の額を減少させ、資本金の減少額及び資本準備金の減少額の全額を「その他資本剰余金」に、利益準備金の減少額の全額を「繰越利益剰余金」に、それぞれ振り替えるものであります。なお、割当予定先親会社を頂点とする連結ベースの純資産の額については、本減資等及び本自己株式取得の実行により重要な変動は生じません。

(1) 資本金の額の減少

① 減少すべき資本金の額

本第三者割当増資後の資本金の額85,402,892,578円を85,092,892,578円減少して、310,000,000円とする。

② 増加する剰余金の額

その他資本剰余金 85,092,892,578円

(2) 資本準備金の額の減少

① 減少すべき資本準備金の額

本第三者割当増資後の資本準備金の額82,024,713,629円を82,024,713,629円減少して、0円とする。

② 増加する剰余金の額

その他資本剰余金 82,024,713,629円

(3) 利益準備金の額の減少

① 減少すべき利益準備金の額

利益準備金の額4,200,723,144円を4,200,723,144円減少して、0円とする。

② 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 4,200,723,144円

3. 本減資等の日程

①	取締役会決議日	2023年1月25日(水)
---	---------	---------------

②	債権者異議申述公告	2023年2月1日(水)(予定)
③	債権者異議申述最終期日	2023年2月28日(火)(予定)
④	株主総会決議日	2023年2月28日(火)(予定)
⑤	効力発生日	2023年3月1日(水)(予定)

4. 今後の見通し

本減資等が当社の業績に与える影響はありません。

以 上

A 種種類株式発行要項

1. 募集株式の種類

A 種種類株式

2. 募集株式の数

1 株

3. 募集株式の払込金額

1 株につき 10,000,000,000 円

4. 払込金額の総額

10,000,000,000 円

当社、HTSK 株式会社、株式会社日立製作所及び HTSK ホールディングス株式会社との間の 2022 年 10 月 27 日付四者間契約（以下「四者間契約」という。）に基づき HTSK 株式会社が当社に対して有する金 10,000,000,000 円の本求償債権（対象会社）（四者間契約に定める意味を有するものとする。）の全て（価額：金 10,000,000,000 円）

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金 5,000,000,000 円

増加する資本準備金 5,000,000,000 円

6. 割当の方法

第三者割当の方法により、A 種種類株式 1 株を HTSK 株式会社に割り当てる。

7. 給付期日

2023 年 3 月 1 日

8. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配をするときは、B 種種類株式を有する株主又は B 種種類株式の登録株式質権者（以下「B 種種類株主等」と総称する。）に対し、A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（以下「A 種種類株主等」と総称する。）及び普通株式を有する株主又は普通株式に係る登録株式質権者（以下「普通株主等」という。）に先立ち、B 種種類株式 1 株につき B 種種類株式 1 株当たりの払込金額（但

- し、B 種種類株式について、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて適切に調整される。) (以下「B 種残余財産分配額」という。) を支払う。
- (2) B 種種類株主等に対して B 種残余財産分配額の全額が支払われた後、なお残余財産がある場合には、A 種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A 種種類株式 1 株につき A 種種類株式 1 株当たりの払込金額 (但し、A 種種類株式について、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて適切に調整される。) を支払う。
 - (3) B 種種類株主等及び A 種種類株主等に対しては、前二項に定めるほか、残余財産の分配は行わない。
 - (4) 本条の規定に従い、普通株主等、A 種種類株主等及び B 種種類株主等に対して支払われる残余財産の額の合計額に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

9. 譲渡制限

- (1) 当社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は株主総会の承認を受けなければならない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、当該株式に係る担保権の実行 (法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。) に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当社の承認があったものとみなす。

10. 議決権

A 種種類株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

11. 種類株主総会

- (1) 当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。但し、会社法第 322 条第 1 項第 1 号に規定する定款の変更 (単元株式数についてのものを除く。) を行う場合はこの限りではない。
- (2) 当社が募集株式又は募集新株予約権の発行を行う場合には、会社法第 199 条第 4 項又は会社法第 238 条第 4 項に基づく A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

以 上

B 種種類株式発行要項

1. 募集株式の種類

B 種種類株式

2. 募集株式の数

1 株

3. 募集株式の払込金額

1 株につき 127, 200, 000, 000 円

4. 払込金額の総額

127, 200, 000, 000 円

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金 63, 600, 000, 000 円

増加する資本準備金 63, 600, 000, 000 円

6. 割当の方法

第三者割当の方法により、B 種種類株式 1 株を HTSK 株式会社に割り当てる。

7. 払込期日

2023 年 3 月 1 日

8. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配をするときは、B 種種類株式を有する株主（以下「B 種種類株主」という。）又は B 種種類株式の登録株式質権者（以下「B 種種類株主等」と総称する。）に対し、A 種種類株式を有する株主又は A 種種類株式の登録株式質権者（以下「A 種種類株主等」と総称する。）及び普通株式を有する株主又は普通株式に係る登録株式質権者（以下「普通株主等」という。）に先立ち、B 種種類株式 1 株につき B 種種類株式 1 株当たりの払込金額（但し、B 種種類株式について、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて適切に調整される。）（以下「B 種残余財産分配額」という。）を支払う。
- (2) B 種種類株主等に対して B 種残余財産分配額の全額が支払われた後、なお残余財産がある場合には、A 種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A 種種類株式 1 株につき A 種種類株

式1株当たりの払込金額（但し、A種種類株式について、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて適切に調整される。）を支払う。

- (3) B種種類株主等及びA種種類株主等に対しては、前二項に定めるほか、残余財産の分配は行わない。
- (4) 本条の規定に従い、普通株主等、A種種類株主等及びB種種類株主等に対して支払われる残余財産の額の合計額に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

9. 譲渡制限

- (1) 当社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は株主総会の承認を受けなければならない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、当該株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当社の承認があったものとみなす。

10. 議決権

B種種類株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

11. 種類株主総会

- (1) 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。但し、会社法第322条第1項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合はこの限りではない。
- (2) 当社が募集株式又は募集新株予約権の発行を行う場合には、会社法第199条第4項又は会社法第238条第4項に基づくB種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

以 上

定款変更案

(下線部は変更部分を示します。)

変更前	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 当社は、<u>株式会社日立物流</u>と称し、<u>Hitachi Transport System, Ltd.</u>と英訳する。</p> <p>第2条 (目 的) 当社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。 1.～15. (条文省略) <u>16. 旅行斡旋業</u> 17.～21. (条文省略) <u>22. 路外駐車場及び自動車教習所の経営</u> 23.～27. (条文省略)</p> <p>第3条 (指名委員会等設置会社) 当社に、取締役会、<u>指名委員会等(指名委員会、監査委員会及び報酬委員会をいう。以下同じ。)</u>及び会計監査人並びに執行役を置く。</p> <p>第4条～第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 当社は、<u>ロジステード株式会社</u>と称し、<u>LOGISTEED, Ltd.</u>と英訳する。</p> <p>第2条 (目 的) 当社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。 1.～15. (現行どおり) (削除) <u>16.～20. (現行どおり)</u> <u>21. 路外駐車場の経営</u> <u>22.～26. (現行どおり)</u></p> <p>第3条 (機 関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>取締役会、監査役及び会計監査人を置く。</u></p> <p>第4条～第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>68株</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>70株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は68株、A種類株式の発行可能種類株式総数は1株、</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>第8条 (株式等取扱規則) 当社の株主の権利の行使等に関する取扱いその他株式及び新株予約権に関する取扱い並びにその手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式等取扱規則による。</p> <p>(新設)</p>	<p>B種種類株式の発行可能種類株式総数は1株とする。</p> <p>第7条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (株式の譲渡制限) <u>1 当社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は株主総会の承認を受けなければならない。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、当該株式に係る担保権の実行(法定の手続によるものほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。)に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当社の承認があったものとみなす。</u></p> <p>第9条 (自己株式の取得) <u>当社が普通株式、A種種類株式及びB種種類株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。</u></p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (株式等取扱規則) 当社の株主の権利の行使等に関する取扱いその他株式及び新株予約権に関する取扱い並びにその手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会が定める株式等取扱規則による。</p> <p>第2章の2 種類株式</p>
---	---

<p>(新設)</p>	<p><u>第11条の2 (議決権)</u> <u>A種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）及びB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）は、当会社の株主総会において議決権を有しない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第11条の3 (種類株主総会の決議事項)</u> <u>1 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議及びB種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。但し、会社法第322条第1項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのを除く。）を行う場合はこの限りではない。</u> <u>2 当社が募集株式又は募集新株予約権の発行を行う場合には、会社法第199条第4項又は会社法第238条第4項に基づくA種種類株主を構成員とする種類株主総会及びB種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第11条の4 (残余財産の分配)</u> <u>1 当社は、残余財産の分配をするときは、B種種類株主又はB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種種類株主等」と総称する。）に対し、A種種類株主又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類株主等」と総称する。）及び普通株式を有する株主又は普通株式に係る登録株式質権者（以下「普通株主等」という。）に先立ち、B種種類株式1株につきB種種類株式1株当たりの払込金額（但し、B種種類株式について、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて適切に調整される。）（以下「B種</u></p>

<p style="text-align: center;">第3章 機 関</p> <p style="text-align: center;">第1節 株 主 総 会</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>第10条 (議 長) 株主総会の議長は、<u>執行役社長</u>がこれに当たる。<u>執行役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の者がこれに当たる。</p> <p>第11条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類(当該連結計算書類に係る監査報告及び会計監査報告を含む。)及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、</u></p>	<p><u>残余財産分配額」という。)を支払う。</u></p> <p><u>2 B種種類株主等に対してB種残余財産分配額の全額が支払われた後、なお残余財産がある場合には、A種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種種類株式1株につきA種種類株式1株当たりの払込金額(但し、A種種類株式について、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて適切に調整される。)を支払う。</u></p> <p><u>3 B種種類株主等及びA種種類株主等に対しては、前二項に定めるほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>4 本条の規定に従い、普通株主等、A種種類株主等及びB種種類株主等に対して支払われる残余財産の額の合計額に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 機 関</p> <p style="text-align: center;">第1節 株 主 総 会</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>第13条 (議 長) 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の者がこれに当たる。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
---	--

<p><u>法令に定めるところに従いインターネット上のホームページに掲載することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第12条 (議決権の代理行使) 株主は、代理人1名を定めて議決権を行使することができる。<u>ただし、代理人は、当社の議決権を行使することができる株主でなければならない。</u> <u>前項の場合には、代理権を証明する書面をあらかじめ当社に提出しなければならない。</u></p> <p>第13条 (決議方法) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第2節 <u>取締役、取締役会及び指名委員会等</u></p> <p>第14条 (員 数)</p>	<p>第14条 (議決権の代理行使) 株主は、代理人1名を定めて議決権を行使することができる。<u>当該株主又は代理人は、株主総会ごとにその代理権を証明する書面をあらかじめ当社に提出しなければならない。</u></p> <p>第15条 (決議方法) 1 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>第15条の2 (種類株主総会) 1 <u>第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u> 2 <u>第13条、第14条及び第15条第1項の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 3 <u>第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>第2節 <u>取締役及び取締役会</u></p> <p>第16条 (員 数)</p>
--	--

<p>当会社に取締役<u>10</u>名以内を置く。</p> <p>第<u>15</u>条（選任） 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が総会に出席することを要する。 前項の決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第<u>16</u>条（条文省略）</p> <p>第<u>17</u>条（取締役会長） 取締役会の決議によって、<u>取締役会長1名を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第<u>18</u>条（取締役会の招集） 取締役会の招集通知は、取締役会の日の1週間前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮し前日までに発することができる。</p> <p>第<u>19</u>条（取締役会の決議の省略） 取締役会の決議の目的事項の提案について、決議に参加することのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>当会社に取締役<u>11</u>名以内を置く。</p> <p>第<u>17</u>条（選任） <u>1</u> 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が総会に出席することを要する。 <u>2</u> 前項の決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第<u>18</u>条（現行どおり）</p> <p>第<u>19</u>条（代表取締役） 当社は、<u>取締役会の決議によって、代表取締役を2名選定する。</u></p> <p>第<u>20</u>条（役付取締役） <u>取締役会の決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名を選定することができる。ただし、取締役会長、取締役社長は代表取締役でなければならない。</u></p> <p>第<u>21</u>条（取締役会の招集） 取締役会の招集通知は、取締役会の日の1週間前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、これを短縮し前日までに発することができる。</p> <p>第<u>22</u>条（取締役会の決議の省略） 取締役会の決議の目的事項の提案について、決議に参加することのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りで</u></p>
--	--

<p>第20条 (取締役の責任免除) 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>第22条 (委員会規則) <u>指名委員会等に関する事項については、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 執行役</u></p> <p>第23条 (員数) <u>取締役会の決議によって、当社に執行役20名以内を置く。</u></p> <p>第24条 (任期) <u>執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。</u></p> <p>第25条 (執行役社長) <u>取締役会の決議によって、執行役社長1名を定める。ただし、執行役社長は代表執行役でなければならない。</u></p>	<p><u>はない。</u></p> <p>第23条 (取締役の責任免除) <u>1</u> 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。 <u>2</u> 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
--	---

<p><u>第26条 (執行役の責任免除)</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第4節 相談役</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第3節 監査役</u></p> <p><u>第25条 (員数)</u> <u>当社に監査役4名以内を置く。</u></p> <p><u>第26条 (選任)</u> <u>監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が総会に出席することを要する。</u></p> <p><u>第27条 (任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間とする。</u></p> <p><u>第28条 (監査役の責任免除)</u> <u>1 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</u> <u>2 当社は、監査役との間で、その監査役の会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第4節 相談役</p>
--	--

<p>第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 計 算</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第29条 (剰余金の配当及び自己の株式の取得)</p> <p><u>当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議にはよらず、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第30条 (剰余金の配当の基準日等)</p> <p>当社は、毎年3月末日又は9月末日現在の株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。</p> <p>前項に定める場合のほか、基準日を定め、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当社は、支払いの義務を免れるものとする。</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 計 算</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>第31条 (剰余金の配当の基準日等)</p> <p><u>1</u> 当社は、毎年3月末日又は9月末日現在の株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。</p> <p><u>2</u> 前項に定める場合のほか、基準日を定め、剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>3</u> 剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当社は、支払いの義務を免れるものとする。</p>
---	--